

- ① 市街化調整区域における「50戸連たん」制度を活用した土地利用について
都市計画法第34条第11号の規定に基づき「50戸連たん」制度を活用して、
市街化調整区域における土地の有効活用が図れないかと考え質問いたします。
町内の市街化調整区域の中で「50戸連たん」の条件を満たす区域は何ヵ所くらいあるのか、またその可能性がある区域を示していただきたい。
- ② 第1種低層住居専用地域における建物の高さ制限の緩和について
第1種低層住居専用地域内で建物を建築する場合の高さの制限は10メートルまたは12メートルとの法的規制がある中で、本町においては10メートルで運用している。1年ほど前に容積率が80%であったものを100%に緩和したことについて、これを機に高さ制限の12メートルを採用し運用したらどうかと思うが見解を伺いたい。
- ③ 高田南土地区画整理事業の完成に伴う新たな課税について
(1) 工事完成によって新たに作られた土地の課税が来年より行われると思うが、
その収税の見込み額を伺う。
(2) 現状幹線道路以外の一部街区道路については通行止めなどの対応をとられているが、そのことによって使用収益が図れない、などの理由付で、課税ができるなどないよう万全の対応で臨むことを期待するが、対応は万全か伺う。